

○議長（野呂日出男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、二番五十嵐 忍君に一般質問を許します。五十嵐 忍君。

〔二番 五十嵐 忍君 登壇〕

○二番（五十嵐 忍君）

皆さん、おはようございます。議席番号二番五十嵐 忍でございます。

八月二十八日、朝日新聞文芸時評で、作家の小野正嗣氏が、「八月に死者と戦争について考えないのは難しい」と述べていました。

日本人にとっても、八月六日、九日、十五日と、忘れてはならない日があります。藤崎町では、毎年八月二十日に戦没者追悼式を行っていますが、参列する遺族の高齢化はいかんともしがたく、町長を初め何人もの方が挨拶で触れていましたが、戦後七十四年、戦争体験が風化するおそれを感じざるを得ません。

町では、二〇一二年に「非核平和の町」を宣言しましたが、その自治体として、平和教育の必要性をどのように考えているのかお聞きします。

戦争を知らない世代が戦争を語らなければならない中、国語科における戦争教材が重要性を増すと思われませんが、学校では、その位置づけはどうなっているのか。

以上、学校教育についての質問といたします。

続いて、子供の安全についてお聞きします。

二〇一七年四月、香川県善通寺市の保育所で三歳児がうんていの支柱とはしごの間のV字部分に首を挟まれ、救急搬送されましたが、十八年一月に亡くなるという大変痛ましい事故がありました。このうんていはV字部分の角度が安全基準を満たしていなかったことが判明しています。藤崎町でも同様の事故が起こる危険性はないのか。子供たちにとって安全であるはずの公園、学校、幼保等の遊具の安全点検の現状をお示してください。

最後に、防災についてお聞きします。

九月一日は防災の日でした。日本列島は災害列島とも言われますが、特に近年、各地でゲリラ豪雨が多発しており、先日の九州北部の記録的な大雨被害は激甚災害に指定される見通しとなりました。当町も地形上、水害のリスクが高いことは歴史が物語っています。

そのような町にあって、藤崎小学校に隣接して藤崎防災公園がありますが、その役割は何か。また、平時においても利活用されているのか。役場本庁舎は二〇一八年度の機能強化工事の際に、浸水対策として出入り口等に止水板を設けましたが、水害発生時における設置基準はどうなっているのか、お示してください。

以上、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（野呂日出男君）

二番五十嵐 忍君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。上半期である「ふじワングランプリ」、そして夏祭り、有終の美を飾りました花火大会、さまざまな団体、多くの町民のご賛同のもと、無事成功裏に終えたことをまずもって感謝申し上げる次

第であります。

それでは、五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、「学校教育について」のイの「『非核平和の町』を宣言した自治体として平和教育の必要性をどう考えているか」と、ロの「国語科における戦争教材の位置づけはどうなっているのか」については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

日本は、世界唯一の被爆国として、核兵器の根絶と軍縮を強く訴えるものであり、当町においても、世界恒久平和の実現を目指し、平成二十四年九月六日の本会議場において「藤崎町非核平和の町宣言」を行いました。

戦争をしないためにはどうすればよいのか、そして日本人が被害者であり加害者でもあった事実を考え、戦争の悲惨な記憶を風化させないために、学校における平和教育については、取り組む必要があると考えております。

そのため、当町で使用する国語科の教科書には、戦争に関する教材として、小学校四年生に「一つの花」、六年生用に「川とノリオ」、中学校にあっては、一年生用に「ベンチ」、二年生用に「夏の葬列」、三年生用に「無言館の青春」という物語がそれぞれ掲載されているところであります。

また、国語科で使用される優れた文学作品は、単に人物の気持ちや感情を描くのみならず、それを取り巻く状況や社会の動き、思想などが鋭く追求されており、その作品を読んだ子供たちが、自分の言葉で発表したり、作文を書いたりすることにより、自分の心を行動であらわし、他者へ働きかけることへの第一歩となり得るものと考えております。

国語科におけるこれらの戦争教材を学ぶことは、戦争体験を持たない子供たちに、戦争や原爆に関する非人間性や悲しみの事実について理解する機会となり、命や平和の尊さについても考えるよい機会となるものと考えております。

次に、「子供の安全について」のイの「公園、学校、幼保等の遊具の安全点検の現状を示せ」についてお答えいたします。

公園等の遊具につきましては、国の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」により、年一回、専門業者による安全点検を実施しているところであります。

なお、今年度、実施した点検の結果につきましては、遊具設置総数八十二基のうち、十四基が使用不可と診断されましたので、対象の遊具につきましては、安全確保のため、速やかに使用を中止したものであります。

次に、「防災について」のイの「防災公園の役割は何か。また、平時においても利活用されているのか」についてお答えいたします。

防災公園の役割といたしまして、平時には、地域住民の憩いの場として、災害時には、救援施設として利用できる機能を備えていることから、災害時の活動拠点となるものであります。

また、平時の利活用といたしまして、主に、藤崎小学校や藤崎保育所などの行事の際に、来客用の駐車場として利用されており、今年度は、藤崎小学校PTAによる「防災キャンプ」が行われ、消防や地元消防団の指導により、公園内の施設を利用した炊事体験なども実施されているところであります。

今後は、町内会や自主防災隊の防災訓練などにも活用いただくよう、利用の幅を広げていきたいと考えております。

次に、ロの「水害発生時における役場本庁舎止水板の設置基準を示せ」についてであります。町では、昨年度、役場本庁舎機能強化工事を実施しており、その中で役場本庁舎が洪水ハザードマップ上で浸水想定区域となっていることから、浸水対策として、正面玄関を初め、出入り口八カ所にレールを設置し、可動式の止水板を設置できるよう整備したものであります。

また、止水板の保管場所や設置対応等につきましては、現在、改訂作業中の町地域防災計画において、浸水時の警戒避難体制に関する事項として盛り込む予定としているところでございます。

なお、町の災害対策につきましては、全職員が共通理解を図り、連携した対応が求められることから、訓練などを通

して、防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の防災訓練は九月二十二日、三川合流地点の藤崎という位置づけをもって、平川、あるいは浅瀬石川、岩木川の氾濫を想定した避難訓練、防災訓練を実施する運びとなっております。

議員各位を初め、消防団、地域の皆様のご参加をよろしくお願いしたいと存じます。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

二番五十嵐 忍君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番五十嵐 忍君に再質問を許します。五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

教育委員会の施策の中の重点施策には、平和教育への取り組みというものは特にはないと思うのですが、何か平和教育について実際に行っていることがあれば、お聞きします

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

通常の学校教育においては、特段、非核平和の町宣言をした自治体としての教育はされておられません。ただ、今後は宣言をした町であることを意識に置いていただいて、国語のみならず、社会、あるいは道徳などの教科において、教育していただきたいと申し伝えるつもりであります。

また、その通常の学校教育においては特段、そういう教育はしていませんけれども、ことしで三年目を迎えたシンガポールへの中学生の海外派遣事業において、加害者であった事実を学ぶために、現地のその大日本帝国陸軍と連合

国軍で繰り広げられたシンガポールの戦いで陥落して、一九四五年まで日本軍の捕虜強制収容所として使われたシロソ砦や、日本のシンガポール占領に激しく抵抗し大量虐殺された華僑のために、シンガポール政府と日本政府により、一九六七年に建立された慰霊塔がある戦争記念公園の見学を実施しております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

中学生海外派遣事業では、ちょっとことしの日程を私、詳しくはあれなのですが、去年の事業報告を見ますと、三日目の半日をかけて、先ほど課長が言ったような視察というか、見学、体験をしているようですが、そのときの子供たちの感想がわかりましたら、ことしの報告書はこれからだと思いますけれども、今までの事例からも感想がわかりましたらお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

芳賀教育長。

○教育長（芳賀義易君）

一回目の海外派遣の際、団長として子供たちと一緒に行ってまいりました。記念館を見学している子供たちの様子、いろいろテレビ、ニュース等で、戦争については、戦争の悲惨さ、平和の大切さというのは、感じていたと思うのですが、実際に目の当たりにし、その悲惨さの大きさといいますか、それで日本からシンガポールに行って、帰ってこられずに異国の地で命を失った人たちの思いに思いをはせて、本当に強く心に残っている様子を感じた次第であります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

ことし派遣された生徒たちの報告書が出るのを楽しみに待ちたいと思います。

反戦平和について考えるという機会では、その海外派遣はすばらしいものがあるのですけれども、やはりどうしても派遣される生徒は一部の生徒になりますので、より多くの生徒に全体に伝えるとなれば、授業が肝心だと思うのですけれども、よい教材を使ってよい授業をすれば、私は多くのことを国語の中で、国語科の中で伝え、そして子供たちに考えさせることができると思います。

先ほど町長答弁の中で、学校で取り上げている作品が幾つか紹介されましたけれども、幾つかでもいいので、あらすじといたしますか、主題みたいなものをお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

一つだけでもよろしいでしょうか。お答えいたします。

中学生二年生用に教材として掲載されている「夏の葬列」という教材であります。あらすじを申し上げます。一九四五年の夏に、小学三年生の主人公が疎開先で五年生のヒロコさんという方と仲よくなります。ある日、葬儀の列を見つけた二人は、まんじゅうがもらえるかもしれないと葬儀の列に駆け寄ります。そこへ米軍の艦載機グラマンが飛来します。畑の中で息をひそめる主人公を助けようとして、大人の制止を振り切り、ヒロコさんは主人公を助けようと近づくのですが、白いワンピースを着ていたヒロコさんが近寄ると目立って標的になりやすいということで、主人公は助けに来てくれたヒロコさんを突き飛ばします。その次の瞬間、ヒロコさんは機銃掃射にさらされてしまいます。次の日、戦

争は終わるのですが、主人公は重傷を負ったヒロコさんから逃げるように町を離れました。自分がヒロコさんを殺してしまったという罪悪感に人知れずさいなまれていたようです。

十数年後、一人前のサラリーマンになった主人公は、海辺の小さな町を訪れます。そこで、主人公はあの日と同じような葬列を見つけます。遺影に写っていたのは、大人に成長したヒロコさんでありました。葬列の子供に話を聞くと、銃撃で撃たれるも後遺症はなく、あの後も生きていたらしいということで、ヒロコさんを殺したのは自分ではないと、罪の意識から解放されて、葬儀の場で場違いな歓喜の声を上げました。

しかし、その遺影はヒロコさんの母親の若いときの写真であったということで、ヒロコさんはその銃撃でその時死亡し、その母親はその後、気がふれて十数年後の今、入水自殺をしたということでもあります。ヒロコさんとその母親の二つの死が自分の責任だということを主人公は知ったということで、内容としては、その訴えている内容は、その自分だけが助かりたいというエゴイズムと、それから戦時中の記憶がいまだに自分を取り巻き続けている。戦争は社会問題であると。一人の人生を巻き込み、捉え続ける戦争の爪跡の深さを物語っているということでもあります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

今、課長が述べられたように、「夏の葬列」というのは、戦争の体験を通して、人生の残酷さといいますか、悲しさを描いた作品なのですが、そういう過酷な体験は、文学だからこそ伝わるという面があると思います。その上で、国語科の中でのそういう教材が非常に重要だと思いますが、やはりこう、戦争を知らない世代、もちろん私も含めてですけども、その人たちが戦争を伝えなければならない、そういう教員にとっても、教材研究が非常に難しくなるかと思うのですが、そのあたりの思いを教員であられました教育長にお話し願えればと思います。



○議長（野呂日出男君）

教育長。

○教育長（芳賀義易君）

確かに議員おっしゃるとおり、指導する教員も戦争体験はございません。そんな中で、やはりこの教材が目指す、子供たちに考えさせる場面とか、心情とか、そのあたりに関しては、指導書等の中でポイントを押さえておりますので、その観点に沿って指導しているのが現状でございます。

ただ、国語科に限らず、我々学校現場にいる人間としては、やはり良好な人間関係を保つ、維持していくためには、相手の気持ちをまずしっかりと、相手の気持ちに寄り添いながら考えること、そして何よりも大事なことは、命を守ること、自分の命も相手の命も。全ての教科、全ての場面において、そこを根本に指導しております。それが戦争に関してというふうなことは特に意識しないで指導している場面も多いですが、根本的には相手を理解する、自分の命、相手の命を守るということにつながるものだろうと考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

これは教育委員会に限ったことではございませんが、非核平和の町を宣言した自治体であるからこそできること、何をすればいいのかをぜひ模索していただきたいと思います。

それでは、続いて、子供の安全についてお聞きします。

今回、補正予算に遊具の解体・撤去、あるいは修繕が計上されていますけれども、先ほど公園について、八十二カ所、遊具について八十二カ所中、十四カ所がそういう適用になっているということですが、その解体・撤去、あるいは修繕

になった場所、それから遊具の種類をお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

遊具の場所、種類ということでお答えします。町全体の遊具の点検状況について建設課で取りまとめましたので、私からお答えします。

遊具の場所ですけれども、建設課が管理する場所でございます。西豊田・葛野公園の一カ所。あと、藤越の公園です。それで、亀田の公園でございます。西田団地内に一つ遊具があります。ふじみパークという公園、あと銅屋森団地にあるのですけれども、その公園があります。

それで、どんどん使用不可になったというのは、複合遊具とって、例えば滑り台と上る遊具がセットになった、一緒になった遊具がほとんどでございます。

学校関係の遊具については、ブランコとか鉄棒とかでございます。

もう一つ公園ですけれども、農村公園、各地区に農村公園があるのですけれども、農村公園十七カ所あるのですけれども、そのジャングルジムとか、そこも鉄棒とか、ブランコとかあるのですけれども、その遊具が対象になっております。

そして、公園の遊具全体三十五基あるのですけれども、そのうち撤去が五基、修繕が三基、学校の遊具が十七基ございます。十七基は使用不可はございません。異常なしということでございます。保育所・保育園関係でございますけれども、三十基ございまして、撤去が一基と修繕が五基ということで、使用不可が十四基となっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

そういう解体・撤去や修繕に至った経緯というのは、年に一回の点検というのは、劣化だけではなく安全基準も今までも調べていて、それで今回、そういうことになったのですか。その経緯をお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

経緯ということございまして、定期点検に関しては、点検の有資格者が二つの診断を行ってございます。一つは、遊具の、先ほど申した劣化の状況を見るために目視とか打診、たたいてみるとかという劣化診断でございます。もう一つは、遊具の構造、構造自体が、先ほど町長が申しました国の指針に乗ってつくられているかどうかを測定機器により調べる。要は、更新の状態が、間がどのぐらいあるかという寸法を調べるとかということございまして。それにより、二つの診断により、危険度を判定しているということございまして。

議員が先ほど申された、事故が大変多いということございまして、国交省でも通達、各都道府県、公園の担当課長等に直接通達が来ていまして、去年から遊具の点検は義務化ということになってございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

今お聞きしても、公園だけでも建設課、農政課と、こう幾つかの課にわたっていて、遊具となれば、学校や幼保にもあるわけで、かなり幾つかの課を、複数の課をまたいでいるといたしますか、その中で情報共有のあり方、遊具なので、

今建設課長がおっしゃったように、国土交通省のほうから通達等があると思いますが、それをいかにほかの関係する課と情報共有しているのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

通達は、国交省のほうから都道府県にも来ていますし、教育関係のほうにも直接来ています。そういうのは、こういう事故も起きましたよということで、十分注意してくださいという通達は来ております。そして、今後、国交省の診断とかは、国交省のこの基準にのっとってやっているものですから、今後、建設課でもどういう状態か年に一回、ちょっと取りまとめようかなとは思っていました。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

例えば西豊田の児童公園なんかも、遊具が解体・撤去されるということで、今使用禁止のテープが張られているわけですが、地元の住民からも問い合わせがあるのですけれども、撤去した後の方向性はどういうふうになっていますか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

今後、早急に町内会、子供会、利用団体など、公園の利活用についてちょっと意見交換等を実施したいと考えています。そのとき遊具をどうするか、どういう遊具が欲しいとか、そういう意見を聞いてみたいと思っています。遊具の設置については、一基は百万円以上します。そのため、遊具の設置についてはちょっと今後の検討課題かなと思っています。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

子供の安全を守るのは、大人の義務だと思いますので、今回のような速やかな対応については評価するところでございます。そして、今後、撤去した後、地元住民、あるいは子供会の意見を聞くということで、子供たちの声を聞くのは、非常にこう何か夢があっていいのかなとも思います。もしかして子供たちは遊具ではなく広場だけが欲しいと言うかもわかりませんが、そこはいろんな意見を聞いて進めていただければと思います。

それでは、防災についてお聞きします。

藤崎防災公園の有している、防災公園として有している機能には、どのようなものがあるのかお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

防災公園というのは、先ほど町長が答弁したとおり、平常時と災害時の二つの機能を有した公園ということで、防災機能を備えた設備は何かと説明しますと、休憩施設として設置したあずまやというものがございます。そのあずまやは

災害時には、周りにシートを張って救援施設とか、災害の指揮本部とかに利用できる施設に変わります。そして、ベンチ十基あります。そのベンチは座板を外すと、かまどになります。そこで炊き出しができるような設備になってございます。また、トイレに倉庫を併設しているのですけれども、倉庫の中には仮設トイレとしてマンホールに設置できるマンホールトイレというのがありまして、これが和式のトイレが三基、洋式が三基保管されてございます。運動施設として整備した舗装部ですけれども、多目的広場と、通常時は多目的広場ですが、災害時にはそこに避難場所とか、救援物資の受け入れ場所とか、そういうのとして利用できます。

防災公園はほかの公園と違いまして、多機能の複合公園となっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

すばらしく防災上の機能が備わっているわけですけれども、災害時には利用されるとしましても、平時は十分利活用されていない、防災公園としての機能が十分利活用されていないと思うのですが、この間、藤小で防災キャンプがあったという答弁でしたけれども、その防災キャンプの中身が少しわかりましたらお願いします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

防災キャンプのということで、我々に来たのは使用の許可願いでございまして、藤小の小学校PTAと小学校が共催で事業をするということでございまして、防災公園で炊事を実行すると。宿泊は校舎内で宿泊する防災キャンプということでございましたが、本当に詳細についてはちょっと把握しておりませんので、この程度でよろしく申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

そのような利活用をするように、もっと消防団、あるいは町内会、それから子供会、自主防等にも、その防災公園をPRといたしますか、もっと使用してもらおう方向でいくべきだと思います。普段使っていることによって、非常時にもスムーズに使えるのではないのでしょうか。

それでは、役場本庁舎内の止水板についてお聞きします。設置場所八カ所とありますが、詳しく場所をお願いします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

正面玄関、そして税務課側の玄関、職員玄関のほか、発電機室が二カ所、そして機械室が二カ所、あとポンプ室の八カ所でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

止水板はかなり大きいものだと思いますけれども、普段の保管場所はどこになりますか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

正面や裏の玄関については、階段下の資機材などを保管している保管庫と、そしてその他の出入り口の部分については、機械室に保管しております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

役場は異動がありますので、担当の人が、担当になった方がすぐにその、いざというときに止水板を準備できるかどうかというのは、いつ誰がどこの、いつの判断をして、誰が判断してという、そういうタイムラインと申しますか、そういうものがないと、なかなかすぐには動けないのではないかと思いますけれども、その浸水対策として止水板を設置するときの判断は誰が行うのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたが、今現在、地域防災計画を策定中のごさいまして、修正してございまして、それに盛り込む予定となっておりますが、この実際の使用につきましては、まず役場の災害対策本部というものがあります。その中で総務課の動員班という、総務課が担当ということで決まっております。

また、基準につきましては、岩木川水系の平川の百田観測所があります。そちらの水位が氾濫危険水位に到達される



と予想される場合、それを基準といたします。また、最近の全国的な異常気象によりまして記録的なゲリラ豪雨が最近全国各地で発生しておりますが、当町でもそのような大雨が発生した場合、役場周辺も道路からの冠水があることも、可能性があるので、そのような場合は状況に応じて対応したいと考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

そうすれば、九月二十二日の防災訓練は、主として水防について、水防の訓練が主だということで、当然止水板の設置も訓練の中に含まれているわけでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

はい、今回は水防、主に水防の訓練ということですので、もちろん設置訓練もございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

昨年九月議会で私は防災について取り上げました。そのときに、防災訓練のあり方についても質問いたしました。今回、水防を中心の、主とした訓練になるということで、九月二十二日の防災訓練はぜひ有意義なものにしていただきたいと思っております。

以上で私からの一般質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

これで二番五十嵐 忍君の一般質問は終了いたしました。

次に、九番相馬勝治君に一般質問を許します。九番相馬勝治君。

〔九番相馬勝治君 登壇〕

○九番（相馬勝治君）

ただいま議長より一般質問のお許しを得、今任期最後の質問に対し、町長及び理事者の皆様方には明確かつ藤崎町発展に対する熱意ある答弁、よろしくお願いいたします。

まずは、一点目の藤崎町営墓地の現状についてであります。区画数及び売却数、利用数の確認をするものです。また、管理運営の現状を伺うものです。

二点目の禁煙対策についてであります。私も愛煙家の一人であります。今話題の受動喫煙に配慮して、毎日のたばこをのむ機会が少なくなりました。庁舎内の全面禁煙はともかく、敷地内禁煙など、公共施設の対策及び広報活動はどのようにになっているのか伺うものです。

最後になりますが、三月中をもって条例廃止した稲わら堆肥製造施設の売却及び利活用について、今後はどのような計画になっているものなのか伺うものです。

以上をもって、今任期最後の壇上での一般質問といたします。

○議長（野呂日出男君）

九番相馬勝治君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

相馬勝治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、「町営墓地について」のイの「藤崎町町営墓地の現状及び運営のあり方について」お答えいたします。

町営墓地公園は現在、二百六十四区画のうち百十五区画が申し込み、百四十区画が残区画として残っており、申し込みの百十五区画のうち六十区画が現在供用されているところであります。

また、平成三十年年度における申し込み件数は、町内の方が四件、町外の方が一件で、合計五件の申し込みとなっております。

次に、墓地公園の管理運営についてであります。公園内の環境美化を整えるため、植栽の維持管理やトイレ設備等の修繕などを行っているところであります。

今後も、墓地公園の適切な維持管理と町内外にわたっての申し込みへの促進を図ってまいりたいと思っております。

次に、「禁煙対策について」のイの「公共施設における町の対応はどうなっているのか」についてお答えいたします。

健康増進法の改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため、一定の場所を除く喫煙禁止が令和二年四月一日より全面施行となりますが、本年七月一日からの一部施行により、法に定められた第一種施設の学校、児童施設、病院、診療所、行政機関の庁舎などについては、敷地内の禁煙が実施されることとなりました。

当町においては、役場庁舎、町文化センター、スポーツプラザ藤崎、藤崎診療所、老人福祉センター、常盤生涯学習文化会館、ふれあいず〜む館、常盤ふるさと資料館あすか、農業者トレーニングセンターなどを敷地内禁煙とし、集会施設や駅施設など、その他の公共施設については、屋内禁煙としたものであります。

今後も、町を挙げて受動喫煙防止に取り組むため、町広報やホームページにおいて協力をお願いするとともに、町民の健康増進につながるよう実施してまいりたいと考えております。

次に、「稲わら堆肥製造施設について」のイの「売却または利活用について」お答えいたします。

稲わら堆肥製造施設につきましては、これまで町が実施してまいりました稲わら堆肥製造事業を継続できる新たな請負業者等を模索してまいりましたが、町の基準に適した相手方がなく、事業の継続が困難な状況となったことから、先般、当該施設の設置条例を廃止し、国庫補助金を返還したものであります。

以降、当該施設の利活用した事業等につきましては、担当課において検討してまいりましたが、施設の外壁、屋根及び内部の鉄骨など修繕箇所が散見されており、設備を含めた施設全体の大規模改修が必要であることから、町が実施する事業用施設としての利活用については断念し、同施設を普通財産へ切りかえ、公売を実施することとしたものであります。

以上、相馬議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

九番相馬勝治君の一般質問に対する答弁が終了いたしました。

これより九番相馬勝治君に再質問を許します。九番相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

それでは、再質問に移らせていただきます。

一点目の墓地公園についてであります。旧常盤村時代、村民の方々が、墓地がない人がある程度欲しい欲しいということで建設され、きょうに至っているわけですが、これもまた墓石を建てるに当たっては、時期などさまざまなものがあり、現在では二百六十四の区画のうち百十五ということを確認できました。

そこで、先般、うちの父親、母親のお寺へお墓参りに行ったとき、ちょっとこっちの人じゃない、なくなったのかなと思ったのですけれども、住所移転ということで、言葉の違ったお父さんが、若松のお寺さんに預けているのですけれども、管理ができないという話も聞きました。そこで、議長におかれましては、再質問の中で関連事項ということでち

よっとお計らい願います。

先般、三月の予算の特別委員会のときにこの話題が出ました。そして、行旅死亡人、そしてまた遺骨、まだお寺に、町でも預かっているということが、三月のときに話題、話題というよりも質問にあったのですけれども、そのときに、町長も答弁したのですけれども、前々からそういう話は若干あったのかなど。ただ、きっかけといたしますか、そういう予算をつくらなかったのか、それともちょっと時間を置いてという検討の時間なのか、そういうところは定かではありませんけれども、現時点でテレビなどで、ぶっちゃけてお寺さんの住職が、今の墓地については、東京のほうではさまざまな問題があると。しかし、今、町長の答弁の中で、現在百四十区画の残区画があると。そこで、住民課にお聞きしますけれども、役場のほうでこの遺骨を、引き取り手のない遺骨といたしますか、その方々の遺骨に関しては、お寺さんへ預けていると思うのですけれども、何体、何体っておかしいのですけれども、幾らぐらいのその預かっている遺骨なんてあるものですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

町民の方々の菩提寺に対します遺骨の安置につきましては掌握しておりませんが、町でお願いをして安置している遺骨につきましては、平成十七年三月の合併以前から安置したもので、藤崎地区につきましては、二柱ございます。曹洞宗の昭傳寺様に安置をお願いしております。常盤地区につきましては、四柱ございまして、曹洞宗福田寺に安置しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

この運営のあり方なのですけれども、お寺さんにその遺骨を預けているということで、何かこう、寂しいなと思っております。そこで、町長にお伺いします。今選挙があるのですけれども、仮にまた四年間継続できることができれば、今のその百四十九区画のうちの一画、二画、共同墓地なり、そういう慰霊塔なり、そういうことってお考えがあるのかないのかお伺いします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

特別町営墓地公園のその運営の仕方の関連ということで、議長さんのお許しをいただきましたので、お答えしたいと存じます。

相馬議員のおっしゃるのは、十分私も相当前から察知してしまして、この時代、核家族が進み、あるいは子供がなくてひとり暮らし、あるいは二人暮らしの人たちも結構ふえてきているということで、もう数カ月前から担当者には検討の指示をしているところでございます。それが具体的に、例えば新年度の予算でやるとか、あるいは二年後にやるとか、そういう具体的なところまではまだ詰めていませんけれども、早急に検討しなさいという指示を出しているところでもございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

この前、三月ですか、の話も、福祉課長が言ったのですけれども、当然、該当する町村が管理しなければならないものもあると。それはやはりお寺さんに預けることなく、一つの供養塔とか、そういうのに納めてもらって、和尚様に年に一回でもお経を上げてもらい、供養してもらいたいと、私は思っております。先人たちが築いた常盤村、藤崎町の方々ですので、なるべく前向きな方向で、供養塔なり合同墓地といいますか、そういうのを含めながら、早目に検討してもらいたいと。仮に区画がないのであれば言いませんけれども、まだ残りの区画があるということで、その辺もまた考慮しながら、前向きな方向で進んでもらいたいと思っております。

そして、また管理については、私も春から毎日のようにあの前を通りますけれども、草刈り機、さまざまな分野で住民課も含め、職員も草むしり、また隣にある雪捨て場も草刈り等頑張っておりますので、継続しながら管理運営をお願いいたします。

次に、第二点目の禁煙対策についてであります。私も受動喫煙ということはいつも耳にし、先ほど言いましたように、一日の本数も少なくなったということで、健康に十分来ているのかと。そして、先般、町民運動会に突然リレーの選手だよと言われてまして、百メートルを走りました。一緒の人は危ないから気をつけろとは言いましたが、普段の成果なのか、町長より運動していますので、体の調子は万全で、次の日足にも来なかったのですけれども、この受動喫煙、近隣の町村、ちょっと聞いてみたのですけれども、あえて名前は言いません。庁舎内で、庁舎というよりも敷地内でのめるところが二件ほどありました。そして、全面禁煙は随分ありましたけれども、私、この受動喫煙については、やりのまない人に迷惑はかけないということで、気にはしているのですけれども、そこで言いたいのは、去年のたばこ税収入済み額で平成二十九年度は一億五百万円余り、そしてまた三十九年度、一億四百万円余りの収入済み額ということで、随分たばこをのむ人は町に協力、裏で協力といいますか、そういうふうになっているのですけれども、ただ一つ言えるのは、ただこう、庁舎内でのんじゃあいかんということじゃなくて、プラス私は、禁煙に対して啓発をしてもらいたい

と。そういうことは当然、庁舎外に出てのむわけですよ、来た人は。駐車場でのむ人もたまにはおろうかと思えますけれども、どうしてもこう、若干マナーは悪いということで、喫煙者に対するの考慮がちょっとないんじゃないかと思っております。

強いて言えば、喫煙者に対しては、携帯の灰皿をサービスといいますか、窓口でも置いて受動喫煙に、協力しましょう、そしてまた吸い殻はこのケースに、携帯のケースに入れましょうとか、そういうこともあってもいいのかなど。ただのんではだめというふうじゃなくて、そういう啓発もまたあってもいいのかなとは思っておるのですが、その辺の答弁はどうでしょう。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

受動喫煙というのは、国を挙げて国民の健康のためにということで、ちょっとたばこを吸うところを強化されてきました。ことしの四月から官公庁は全て敷地内だめと、その辺もご理解していただきたいと思えます。確かに愛煙家の皆様は、いわゆるたばこを買うたびに、大体四百二十円のパッケージで約一本五円当たりだと思っていましたけれども、百円ちょっとぐらいたばこ税で町の税収になっております。ただ、町でそのパッケージをつくって準備するとか、あるいは統計的に喫煙している人が、どうもこの血液で病気になる率が高いのは、これは現状でありまして、そういう意味で、愛煙家である相馬議員のおっしゃることは重々理解もできますが、町としてそのパッケージ、あるいはそういうものを準備するとかは、今のところ考えはありません。

また、何百万かけて、そのクリーンにする、煙を外に出すような喫煙所も設置する気持ちも、今の現状でありませぬ。以上であります。



○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

時代が時代だけに、肺がんとかさまざまな問題があるでしょうけれども、やはり愛煙家も受動喫煙に配慮しながら、余りこう、何ていいますか、罪人みたいな扱いはしたくもないし、してもらいたくもないし、やはり一服千考という言葉もありますので、その辺のところをご理解し、あんまりいじめないような策をとっていただけますよう、よろしくお願いたします。

最後になりました。稲わら堆肥の問題についてであります。一般質問の締め切りがこの前、八月の末なのですけれども、九月の広報を見たら、稲わら施設については売却だという方針が出ました。

そこで、私もこの今の広報は持っているのですけれども、売却の価格が六百四万二千元だということで、これは税込みなのか、それとも税抜きなのか。

○議長（野呂日出男君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

これは全ての価格を合わせたものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

今のこの私、九月かな、のときにも若干この件について触れたのですけれども、今まで施設に関してはちょっと津軽

弁でいう、みそをつけたということになっていましたけれども、売却する決定の前に、どういう話し合いの場を設けたのか、その辺のところをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。

この施設に関しまして、農政課としましては、まず床がコンクリートということでありますことから、トマト、あるいはイチジク、イチゴ、四季イチゴ、あるいはメロンなどの水耕栽培の施設にはどうかと、あと他県の例を見ますと、豚舎を二棟利用して、それぞれ培養棟、あるいは栽培棟に改造してのシイタケ栽培、あと空き倉庫の工場を利用しての、建物の中にハウスを設置して、それで、もっともハウス栽培で大きなエネルギーの消費、あるいは温度管理が容易になると、そういった低コストで栽培プラントをつくるという、そういうことも載ってございました。いろいろ検討した中で、町長の答弁にもありましたけれども、当該施設においては、先ほど言いました、床がコンクリート、あるいは屋根が透明でないこと、また壁にすき間があると。それで、鉄骨がさびついているとかがありますので、設備を含めた施設全体の改修も絶対必要となるということから、農政課所管の事業としての利活用を断念したところでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

ご苦労さまでした。さまざまな意見があったようですが、私もあの施設に対しては、どういう作物がいいのか、どう

いう方法があるのか、今課長が言ったように、検討していますけれども、その中にもう一点、私なりの案もあります。例え今の状況であってでもやれるものも、これはやれるのではないかという案もあります。この場ではどうのこうのとは言いませんけれども、ただ一つ、仮にですよ、今のこの売却、できなかった場合、九月の二十日九時半から、受け付けが二十日まで入札の申し込み、そしてまた入札が二十五日と、今月いっぱいであるのですけれども、もし仮にこの入札が、この前の建設機械じゃないのですけれども、申し込みがいなかった場合、これはどうなるものですか。

○議長（野呂日出男君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

先ほど農政課のほうからも説明がありました。改修費にリスクが生じるということで、売買、公売をやるということで決定しております。それで、この二十五日の公売で落ちなかった場合、これについては再公売をしようというふうに考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

その再公売という、再入札になるのですけれども、ある程度の評価額が決まって、こういう単価が出たと。そして、仮にこれを入札で落とした場合、当然、固定資産とか登記とか、さまざまな経費もかかるわけですよ、このほかに。それで、私、これを一人こう考えてみますと、果たしてこの六百数万円、買ったと。さあ、その後の、今課長が言いましたように、屋根、それから税金対策、さまざまなものが後についてくるということで、これは仮に今言ったように、売却できなかった場合は、これは次年度、それとも年度内にまたやるのか、その辺のところはどうでしょう。

○議長（野呂日出男君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

今の公売に際しまして、落ちなかったといった場合は、年度内はちょっと時期的なものもあって無理かなとも考えております。今の段階では、もし出なかった場合は、来年度また若干評価をし直しながら公売をしようというふうに考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

仮にですよ、落ちなかったと、入札ができなかったという場合、町長にお伺いします。仮に来年度に、財政課長が言ったように、来年度、四月以降になると思いますがけれども、その間、期限つきである程度の書類を出して、借りたいという場合、町では貸してもらえるものなのか。貸せないのか、どのような判断出ますか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

あくまでも担当課で検討し、管財普通財産になって、公売というのは、これは変わらないだろうと。今九月まで待っていてなかった場合は、次年度にまた公売すると。その間に、公売という基本的な考え方があって、借用というのは、貸し出しというのは考えがないところでございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

だから今言ったのです。期限つきと言ったんですよ。四月までの期限を仮につけてですよ、借りたいと。当然、今の現状、そして現状に戻すということを行ったのですけれども、そうなれば賃貸借料も当然出てくると思います。仮に、幾らになるか、それはわからないですけれども、固定資産の評価額、それも当然税務課のほうから恐らく把握、税務課でも把握していると思います。私の言っていることは、現状に回復するんだよと。何もこう手をつけないで、それが可能なのか、不可能なのか。そして、またそれには、その借りられる要素として、公共的なものも含む、広報で言ったように、公共的なものも含む事業でやりたいんだとした場合、どうなのですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

仮定の話に、今現状でのお答えというのはなかなかこう、微妙でございまして、基本的には公売で売却するというのが基本的な考え方でありまして。例えば九月でそのちょうどよくならなくて、次年度やるというときに、期限つきでまた貸し出すという考え方も私はいかがなものかと、そう思っております。あくまでも公売で売却するという考え方で今後進めたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

町長の気持ちもわかりますけれども、ただ、その公共的な、中身によってですよ、ただ一方的に公売するんだと、四

月以降は公売するんだと、それはわかります。ただ、公共的なものは、果たして何ぞやとなるわけですがけれども、その中身によっては、考える余地もあるんじゃないですか。どうでしょう。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

答弁は同じでございますので、ご理解ください。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

ある程度最初から毎年でなく検討するぐらいの一言を頼みますよ、町長。ただ……。 （「あやふやな話をしても、ここは本会議場ですので、町の考え方をと思ったから、町の考え方をお伝えしただけです」の声あり）それは、あなたの考えもあるでしょう。 （「町の考え方です」の声あり）これ。あっち行ったり、こっち行ったりして、議長、これ、ちょっと指名してよろしくお願いします。

○議長（野呂日出男君）

これは、相馬勝治君に申し上げますけれども、町長は仮定の話はできないという断言をしておりますので、その点について考慮した上で発言してください。そうでなければ、水かけ論になりますので。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

最後の再質問になります。私は町長のほうから、検討の課題として深く受けとめておきますという言葉が欲しいと思いました。そういうふうに、ただ、行政との間がこれだけでなく、とめて、一応検討課題としてお持ち帰りという答

弁が欲しかった一人です。以上です。

あと、再質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

これで九番相馬勝治君の一般質問は終了いたしました。

次に、三番奈良完治君に一般質問を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

議席番号三番奈良完治です。夏風邪を引いておりましてお聞き苦しい点があるかと思えますけれども、ご容赦お願いします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和元年第三回定例会での町政に対する一般質問をさせていただきます。

さて、令和元年の日本、そして青森県、特に津軽地方においては、干ばつに見舞われ、リンゴなど果樹においては小玉傾向が見受けられ、水稲においても、岩木川水系では目屋ダムの水位が下がり、相馬ダムよりの放流という非常事態となっていましたので、まさに津軽は水不足の状態でした。ところが、九州・四国・山陰・関西方面では、犠牲者が出てしまうほどの集中豪雨。なかなか思いどおりにはいかないのが世の中の常ではありますが、これほどの両極も珍しいことではないでしょうか。あとは台風が来ないことを祈るばかりであります。

海外に目を向ければ、わけのわからない韓国による反日キャンペーン、歴史をしっかりと学び、世界史の中で自国がどのような評価を受けているのか、自分たちの都合のよい歴史をつくり、子供たちに学ばせていることを逆に反省すべきと思っています。とことん血を流すぐらいの議論をし、相互理解が得られなければ、私のひ孫の時代まで、またそれ以上の長い年月を経ても、あの国は変わらないと思います。今、とことん両国のうみを出し合うべきで、沈黙は逆に無

責任であると思い、先人たちの失敗を私たちの代では是正すべきと思っているところであります。

今、アメリカと中国の貿易戦争が話題になっています。アメリカはアメリカの国益、中国は中国の国益、そして世界におけるミリタリーバランス、いろいろなものを全てかけて両国は戦っています。あれが国同士の対等関係を物語っている姿だと私は思っています。日本も普通の国になるべきです。

さて、それでは質問通告に従いまして、町政に対する質問をさせていただきます。

私は現在、弘前地区環境整備事務組合の組合議員として組合議会に参加しているところであります。その中において、町が取り組むべき重要課題、施策は、ごみ減量化の推進であると考えています。このごみの問題については、何よりも排出抑制や再生利用の促進によるごみ減量化が図られるよう、ごみに対するこれまでの考え方を変え、根底から意識転換していかなければならないものと私は感じています。

これまでは、使い捨て社会にすっかりならされてしまい、ごみは単に捨てるだけ、どこか見えないところで始末されるものといった意識ではなかったでしょうか。日常の生活の中にごみがあふれ、町のこれからを担う子供たちにこのような環境を残していいものなのかと考えるものであります。

そこで、お尋ねいたします。このごみ問題に対処すべきごみ減量化の推進対策について、町が取り組んでいる施策、そして今後さらに取り組みが必要となる施策などについてお尋ねいたします。

次に、進む若者の地元離れについて質問させていただきます。

二〇〇〇年の十歳から十四歳の人口と、十五年後の二〇一五年の二十五歳から二十九歳の人口を県内の市町村別に比較すると、地元への若者の定着率が五〇%未満の町村が十六に上ることが報道されていきました。本県全体の若者定着率は六四・五%で、全国で見ると、秋田県六〇・九%、長崎県六四・四%に次いで、下から三番目ということでした。ちなみに藤崎町の定着率は六五・六%で、町の部ではよい数値のように思いました。ただ、町発展、そして継続していく



ためには、人口減少を食いとめること、つまり町に定着してくれる若者の増が課題になると思います。町としての若者の地元離れ、また定住を確保するため、どのような施策をとっているのかをお尋ねいたします。

そして、終わりに、少子化の背景にある低出生率について質問をさせていただきます。

人口減少は、死亡数が出生数を上回る自然減が主な要因に思います。最終的に消滅する可能性のある自治体が全国に八百九十六もあるとの指摘もあり、国も県も、また市町村も他人事ではなく、また企業も人口減少による従業員の確保、また営業成績の低下での倒産・廃業、急激な経済の縮小により、社会資本・環境に対する対応の負荷など、耐えがたい試練が待ち受けているのは目に見えています。それを防ぐことは無理かもしれませんが、穏やかにすることは可能です。そのために、官民一体で人口減少対策に本腰を入れ、実効性のある政策・施策をすべきと思っています。

そこで、出生率の向上に向けて、町としてどのような施策をしているのかをお尋ねいたしまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

三番奈良完治君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良完治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、「行政運営について」のイの「ごみ減量化について」お答えいたします。

ごみ減量化の推進対策は、町といたしましても重要課題と認識しており、先般、喫緊の課題として早急に対応するよう、担当課へ指示したものであります。

まず、ごみの分類について、町が主体となって処理を担うごみは、事業系のごみとは別に「家庭系の一般廃棄物」と

して大別され、さらに「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「大型ごみ」に分けられております。

町では、広報媒体や町内会を通じ、ごみの排出抑制について絶えず啓発活動を展開するとともに、ステーション回収所にごみ分別指導員を配置するなど、ごみの減量化に取り組んでおりますが、さらなるごみの減量化に取り組むため、収集業者やごみ処理組合の協力を得て、収集ごみの内容物を確認した結果、「可燃ごみ」や「不燃ごみ」、「事業系一般ごみ」の混入が散見されたこと、また町民一人当たりのごみの排出量が県の目標値である九百八十グラムを上回る結果となったことから、細分化した分類ごとの適正な排出についても継続的に啓発活動を行っていく必要があると考えております。

まず、「可燃ごみ」については、排出ごみの約五割を占める「生ごみ」の水切り処理の徹底、また「資源ごみ」となる紙類、アルミ缶、スチール缶の適正な排出、さらに「事業系一般ごみ」や「事業系産業廃棄物」の混入防止などについて適正に排出処理を行うことで、当町から排出されるごみの量は、さらに減量化するものと考えております。

今後とも、リデュース（ごみをふやさない）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源化して再利用）という三Rの推進や、食材を使い「きる」、料理を食べ「きる」、生ごみの水気を「きる」という三つの「きる」の実践について意識啓発を行い、環境への負担軽減と限りある資源の有効活用を目指すよう、より一層ごみの減量化に取り組んでまいります。

次に、「町創生について」のイの「若者の地元離れについて」お答えいたします。

国では、東京圏の、いわゆる首都圏の人口の一極集中を是正するために、企業の地方拠点強化、地方移住希望者への支援、大学と連携した地元学生の定着促進など、さまざまな施策を展開しておりますが、地方と東京圏との経済格差はさらに拡大しており、東京圏の人口の一極集中に歯どめがかかるような状況となっておらず、依然として地方の若者離れが続いているものと考えられます。

藤崎町におきましても、十代や二十代の若者が町外に転出する傾向が続いており、貴重な人材の流出や地域経済の停滞などが懸念されておりますが、県内における町の交通利便性の高さなどから、藤崎町に転入する人も多く、平成三十年の住民基本台帳人口移動報告年報では、町への転入が転出を上回るなど、人口減は近隣市町村と比較しても少ない状況となっております。

このような状況の中、町ではさらに若い世代の定住・移住を促進するために、総合戦略に掲げておりますように、町の未来を担う子供たちが地域の自然や歴史文化を学びながら地域への愛着を育てることができる、ふるさとづくり教育を推進するなど、将来的な子供たちへの地元への定着を促進するとともに、新規就農希望者や創業希望者へのチャレンジ支援、若い世代や子育て家庭の相談支援、Uターンを主体とした移住施策の推進など、進学や就職等で一旦町から離れても、将来的にまた地元に戻れるよう、魅力ある「しごと」の創生などの戦略的な施策を今後も推進すると同時に、若者の地元離れは当町だけの問題ではなく、広域的な観点で捉えるべきことでもありますので、あらゆる機会を捉えて、国や県に事業推進を要望するなどして、若者の地元離れに歯どめをかけたいと考えております。

次に、ロの「出生率の向上について」であります。ライフスタイルの多様化などにより、全国的に晩婚化や未婚化が進み、また子育て家庭の将来の生活に対する不安などから、一人の女性が一生に産む子供の人数とされる合計特殊出生率は、平成三十年の全国平均である一・四二や、青森県平均の一・四三と比較して、藤崎町の数値は、これまでの傾向から全国及び県の数値よりも若干下回っているものと推計されています。

このように、町の人口減少は、死亡数が出生数を上回る自然減が大きな要因となっており、このまま町の人口減少が進むと、将来的に働く人が少なくなるなど、地域活動に大きな影響を及ぼすことも考えられます。

そこで、弘前圏域市町村では、「ひろさき広域出愛サポートセンター」をヒロロに開設し、婚活の相談やお見合いの仲介などを行うとともに、各市町村の観光地や地域資源を活用した魅力ある婚活イベントを開催することで、若い世代

の結婚意識の醸成や男女の出会いの場づくりに取り組んでいるところであります。

また、町では、若い世代の妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために、各種健康相談の充実を初め、中学生までの子供の医療費無償化、小学校全学年への学童保育の拡充、育児休業を取得しやすい環境づくりの啓蒙など、地域全体で妊婦や子育て家庭をサポートするワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、合計特殊出生率の向上に取り組んでいるところでもあります。

しかしながら、人口減少対策には特効薬がないことから、町の合計特殊出生率を今後向上させるためには、相当の期間が必要となりますが、子供たちが健やかに育ち、親として子育ての喜びを感じることができる子育て支援を推進し、私たちのふるさとである藤崎町を次の世代に引き継いでいきたいと考えております。

以上、奈良議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

三番奈良完治君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより三番奈良完治君に再質問を許します。三番奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

先ほど町長の答弁において、収集ごみの内容物を確認した結果、可燃ごみと不燃ごみに事業系一般ごみの混入が見受けられたとの説明がありましたが、この事業系のごみは、会社及び商店などから排出されるごみが混入されたということなのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。

事業系の一般ごみと申しますのは、収入を得るためになりわいと申す事業者から排出される廃棄物をいいます。例えば建設業等を営んでいなければ生じない、大量の使用済みの石こうボードでありますとか、タキロンなどがあります。それから、農業を営んでいなければ生じない大量の米、それからリンゴなどがあります。このようなごみにつきましては、事業系一般ごみでありまして、事業者が収集業者との契約により排出するか、または事業者が直接処理場へ搬出して処理しなければならなくなっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

それでは、事業系一般ごみについては、事業者が収集業者との契約により排出するか、事業者が直接処理場へ搬出し処理しなければならないとの説明でありましたが、リンゴ農家が、昨年度から発生した黒星病の裂果リンゴや食べ残したリンゴなども事業系一般ごみとなるものでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。

藤崎町のリンゴ農家の方は、所有するリンゴ園地にすき込むなどの方法により処理されているようでありますけれども、排出する際は事業系の一般ごみとなります。また、食べ残したリンゴなどにつきましても、その処分量によりますが、明らかに自家消費の枠を超える、量を超えるものにつきましては、事業系の一般ごみというふうになります。以上

です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

改めて気づかされたことでもあります。例えばその事業系一般ごみの処分手数料と、搬入できる時間についてお伺いしますが、どのようになっていますでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。

藤崎町は、二つのごみの処理組合で処理しております。

初めに、弘前地区環境整備センターについてでありますけれども、可燃ごみは十キロまでごとに百円、つまり十五キロであれば二百円という形になります。不燃ごみ、大型ごみは十キロまでごとに百二十五円、資源ごみは無料となります。ただし、分別・洗浄したものが対象となります。それから、搬入時間につきましては、午前八時半から午後四時半までとなっております、休業日は毎月第一・第三日曜日となっております。

次に、黒石地区清掃施設組合についてでありますけれども、可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみは、十キロまでごとに百円、資源ごみは無料となっております。また、搬入時間につきましては、午前八時半から午後四時半までとなっております、休業日は土曜日の午後と毎週日曜日となっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

きょうのこの質問は、以前の議会でも質問したのですけれども、弘環においては、藤崎町の負担金が、ほかの町村においては減になっているのに、藤崎町では増加しているという現状がありましたので、その辺は住民課長を中心に、何とかこのごみの減量化に努めていただければと思います。

それでは、次の町創生についての若者の地元離れについて質問させていただきます。

地方から大都市への人口移動は、近年に始まったことではないと思います。近年の問題は、地方からの若者流出が続く中、地域人口の減少傾向に歯どめがかからないこと、人口構成の少子高齢化が進む中で、地域社会の存在危機が目の前の課題として意識されるようになってきているのが特徴のように思います。

今地方では、自治体などを中心に、地域活性化やUターン促進の積極的な取り組みがなされていると思っています。その際、大きな問題の一つは、地域の就業機会であると言われていています。そこで、お尋ねいたします。

一つ目は、ここ五年間での新規就農者数と創業希望者へのチャレンジ支援の中身を詳しくお知らせいただければと思います。

○議長（野呂日出男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

創生関係ということで、私のほうから新規就農も含めてお答えいたします。

まず、過去五年間の新規就農の実績でございますが、平成二十六年から平成三十年までの新規就農者の人数は、合計二十四名でございます。

次に、創業希望者へのチャレンジ支援の実績といたしましては、創業希望者へのチャレンジ支援のために専門アドバイザーによる町の特産品を活用した農産加工品等の開発支援事業により、平成二十七年度から平成三十四年度までの開発商品数が二十九品、また平成三十四年度に創業された方が一名ございます。それから、平成二十七年度から平成三十四年度までに開催しました六次化産業セミナー、創業経営拡大支援セミナー、藤崎町産業創造協議会の起業講座などの開催数が計四十六回、受講者数が百七十二名となっております。さらに、創業の支援をトータルで行っております青森県よろず支援拠点への相談のあっせんなど、創業希望者へのチャレンジ支援の充実に努めております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

それでは、移住・交流促進事業についてお尋ねいたします。

この事業は目的として、当町の社会情勢改善として、人口減少問題を克服するため、主に都市部からの移住・交流を推進する事業のように思いますが、移住相談件数目標三件に対し、実績ゼロとの報告がありますが、経営戦略課としての分析と今後の方針と実践内容がありましたら、お聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

移住・定住の問題に関しましては、人口減少問題の克服のための施策として実施しているわけですが、町単独より圏域で取り組むほうが、経費、ノウハウ、情報連携の面で有効性が高く、より効果的に推進できるだろうということから、



昨年度から弘前市を中心とした広域連携での移住・交流イベントの参加等をしまして、町のPRを行っております。ですが、直接担当課への問い合わせがない状況で、ゼロ件ということでした。

しかしながら、本事業に関しましては、その重要性に鑑み、本年度においても東京での圏域合同の移住イベントへの複数回の参加はもちろん、圏域の移住・交流専門員による取り組みを進めたり、県協議会のガイドブックの作成・配布・活用により、事業を推進しているものであります。

また、さらに令和二年度からは定住自立圏構想での取り組みとしていきたいと考えていることから、今回の議会上程いたしました議案第四十八号弘前圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結においても、この移住・定住の項目を盛り込んで、さらに移住の取り組みを加速させ、移住を検討する方にとっての交流窓口として機能するように、今後も継続していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

ぜひ、それだけのことをやっていること自体は私たちもわかりませんでしたし、ぜひ頑張って何とかその事業を進めてください。

この問題についてはもう一つ、企業誘致支援事業についてお尋ねします。これも目的は企業誘致での雇用機会確保・拡充、企業に対して誘致活動をこれまで以上に展開し、地元雇用の場を確保・拡充を図ることのように思います。この事業も目標に対し、悲しいことに実績ゼロとなっておりますが、具体的にどのような活動をしてきたのかをお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

企業誘致につきましては、雇用の場の確保という点では、この移住・定住の重要な要素と考えております。現在、新規で立地を希望する企業への対応や情報提供については、担当課がワンストップ窓口となることで、利便性を確保できるように継続しているところです。企業からも具体的な立地相談は、町内の遊休資産活用の検討など、年に数件ありますが、ある状況ですが、企業側が求めるさまざまな条件に合致せずに実現に至っていない状況でございます。

今後も、担当者が企業誘致に関する研修会等に積極的に参加して、企業誘致についての知識向上に努め、これをもとに今後の誘致施策の展開について検討を進めていきます。

また、担当課では毎年、町内企業の訪問を実施しており、地域雇用の確保と拡充についてをお願いをしたり、起業活動の円滑化に向けた環境整備に係るヒアリングも行い、こうした活動を継続していきながら、新たな企業立地の候補地として選択される可能性を高めていけるよう、今後も取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

ちょっと答弁とダブるかもしれませんが、今後の方針として、この事業内容を見直すとありますが、この具体的内容と事業評価ではCが多く、総合戦略には適さないとの結論のようですが、私はこの雇用のためにも必要な事業のように思いますが、私が間違っているのか、町の見解はいかがなものなのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

戦略パッケージの中では、事業実績が上がらずに評価としてD判定とかE判定、低い判定が出ている場合もございます。ですが、企業誘致や移住の件も同じですが、実績が上がらなくても、町のほうでは強く推進していかなければならない事業が、その他何件かございます。今後もそういう重要な案件につきましては推進していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

ぜひ経営戦略課、名前を変えて、町のためにこの戦略を立てて頑張ってくれるようにお願いします。

それでは、出生率の向上についての質問に移らせていただきます。

この問題がある場合、複雑な理由を掲げ議論をしていくと、目標が曖昧になり、結果的には何もしていないというのがここ三十年の日本の歩みのように思います。この二人への壁をどう克服していくかが、今日本の課題であり、いろいろな理由ではなく、一つか二つに原因を特定し、是正していくのが効果的なように思っています。ライフスタイルの変化・多様化、学校教育、マスコミの報道、テレビのドラマなどの影響、確かにいろいろあるとは思いますが。

ただ、本音・本質は何なのか。二人目の壁が存在する理由は何なのか。この二人目の壁はあると思うとの意識調査の結果があります。子供なしの夫婦で、男性が七八・〇％、女性が七八・三％、子供一人の家庭、夫婦で、男性が八〇・五％、女性が八〇・七％、子供二人以上の夫婦で、男性が六一・〇％、女性が六五・五％との報告があります。いかにこの二人目の壁というのがハードルが高いかということです。

その理由として挙げられるのが、やはり経済的な理由と、育児休業に対する社会、そして企業の理解のなさというふうにデータは物語っています。国は、幼児から高校までの授業料の無償化を進めているところと思い、経済的な面ではプラスに転じていく可能性があるでしょう。さらなる拡充をこれもまた期待するものであります。

さて、それでは質問させていただきます。今、当町での職員で育児休業をしている男性・女性の職員は何人いるのか。そして、休業間の仕事は、例えば臨時職員などで対応しているのかをお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

過去三年間ですが、育児休業取得状況ということで、女性職員は対象者が二名でありましたけれども、二名とも育児休暇をとっております。また、男性職員については七名対象者がありましたが、取得した職員はおりません。

あと、育児休業があった場合の臨時職員の対応ということですが、育児休業を取得する場合は、所属課において職員の欠員が生じるということから、基本的には育児休業期間は臨時職員を採用して対応するということとしております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

今の残念な、男性職員七人その権利があっても、誰もとらなかったというのが事実ですか。一般企業では育児休業から復帰した場合、男女とも不利益をこうむっているとの報告があります。まさか役場ではそのようなことはないと思っ

ていましたが、その確認と、例えば昇任などへの影響はあるのかないのか、ちょっと心配な話ですけれども、答弁をお願いします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

ただいまの質問については、私がお答えいたします。

育児休業というのは、本人にとってのいわゆる権利でございますので、男性であろうとも、女性であろうとも、その職員のその条件というのは全く同じでございます。それぞれの職員から届け出があれば、全て受け入れるのが行政であって、その間のいわゆる仕事の量を埋めるために臨時職員を採用するということございまして、七名の男性職員がとっていないというのは、ちょっと残念でありますけれども、これは家庭内の十分な話があつてのことだと思っておりますので、そこについてはちょっと私のほうから発言を控えさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

今、その男性職員の昇任・昇給とか影響があるのかないのかというのは、これは多分ないというお話を今町長はしたと思うのですけれども、こういう投書がありました。うちの会社も育休を推奨しているが、実際にとると白い目で見られる。こういう思いをした人がかなりいるみたいです。私たち男性も、この地域社会も、やはりこの意識を変えていかなければ、この二人目の壁というのは破れないと思います。誰かに任せる国の方針、そういうことではなく、役場としてこの町民への広報、また町内の企業に対して、この育児休業に対する啓蒙をしてもらいたいのですけれども、このし

ていく予定などはあるものでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

先般、いつもやっている七月に、次年度の地元、いわゆる雇用について、常盤企業会を中心にして回っています。七月にはいわゆるその参議院選もありまして、その日程がちょっとずれて、八月の二十二日、担当課と私としたところでもございます。ちょっと質問からずれるかもわかりませんが、その場その場で聞いた企業の代表の方、あるいは事務方、総務部長の方のお話を聞くと、いわゆるハローワークに出しても、なかなか募集の手を挙げてくれる人が少ないのが現状だということで、ある会社では、これはいわゆる繊維、洋服をつくる会社なのですが、何ぼ県内外に募集をかけても来ないので、東南アジアから今何人か入っているということで、地元のところに寮をつくって住まわせているというような話もありました。

私は、子供が少ないというのは、これはちょっと場違いな話をしますけれども、いわゆる男性がちょっと我々の世代から見ると草食系、女性がやはり仕事をする人が、前から見ると、いわゆる非常にキャリアで、若い世代、あるいは高卒、大卒でも、ばんばん仕事をして、それで仕事に入り込むというところがあって、若い世代、二十代、三十代の結婚が、カップルの誕生が少ないというのが、一番の私は子供たちの減少だと思ってございます。

すなわち何を言いたいかというと、我々地球上が、たった一つのいわゆる人類のふるさとであって、一番尊いことは、私は愛する人としっかり家庭を営んで次世代にやはり子供を誕生させて、そのことが一番人間としての尊いことだということを、しっかりやはり人として認識して、これからあらゆる機会で見えてお話をしていきたいなど、そういうことも考えております。

それで、企業に関しては、機会がありましたら、男性に対する育児休業も、行政の長としてお話ししてみます。ただ、藤崎にある社長さんと先般お話ししたときは、こういうお話もしていました。これは理解、ちょっとしがたいのですが、女性を採用しても、どうしても家庭に入ると、何年も育休に入って、あるいは産休に入るということを申し述べていた社長さんもいたのは事実でございます。

そういうことも踏まえまして、あらゆる機会を見ていろいろ子育て環境を整えるための努力は惜しまないで続けていきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

確かに私たちの若いころと違って、昔は怖いおじさんとかおじいちゃんがいて、地域全体で子供たちを見る、それからしつけをする、今の時代は個人主義になりましたので、そういうことをすると逆に今度は訴えられたり、社会情勢がもう、社会がもう変化しているわけですよ。その中で、例えば企業も自治体も、例えば今の人口が半分になってしまうと、この今までつくった社会資本のやつを、その半分の人たちが整備していかなくちゃいけないわけですよ、悪くなれば。

つまり、言葉は悪いですけども、寄生虫が親を殺してしまうような状況、これは例えが悪いんですけども、少しでもこの、何ていうんだ、社会自身、私たち自身も変わって、いかにしてこの子供たち、つまり、それこそこのコミュニティーを守っていけるか、やはりもっともっと国の方針、あの人がやるだろう、この人がやるだろうと、そういうことじゃなくて、やはりみんながここにその気持ち、持っていないと、本当に経済の縮小は痛みを伴いますので、近々にやはり広報などで、町民から始まり、県に始まり、国に行くような、逆の流れでもいいので、こうつくっていただけ

ればと思い、要望し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野呂日出男君）

これで三番奈良完治君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため休憩いたします。再開時刻は一時といたします。

休 憩 午前十一時五十五分

---

〔再開前に事務局より、九番相馬勝治議員が所用のため午後欠席する旨が報告される〕

再 開 午後 〇時五十八分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十三番浅利直志君に一般質問を許します。十三番浅利直志君。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

それでは、最後の一般質問を行います。傍聴の皆さん、お疲れさまでございます。二〇一九年度九月定例議会におきまして、任期中最後の一般質問をさせていただきます、日本共産党の浅利直志です。

残暑がいまだに厳しい折柄ですが、この秋も台風被害もなく、リンゴや米などの農作物が豊かな出来秋を迎えることを期待し、また祈っているところでもあります。

さて、安倍政権による十月一日からの消費税一〇％増税強行に対して、世論では多数の国民から不安と懸念が広がっております。景気が悪いのに、実質賃金が目減りしているのに、今増税するのか。あるいはまた、ある経済学者に言わ



せれば、世界経済の減速状況の中で日本の増税は、いわば自滅行為となってしまうのではないかと指摘する経済学者もごさいます。地域経済もお店も暮らしも打撃を受ける消費税増税中止の世論をさらに広げるために、今後とも頑張るつもりでございます。

また、私たちは、消費税財源は消費税に、増税に頼らない道、すなわち巨大企業や超富裕層への課税の強化、あるいはまた証券優遇税制の強化、防衛費によるアメリカ・トランプ大統領による爆買いの中止などで財源をつくることは十分可能だと思い、その理解を広げていくために、今後とも努力するつもりでございます。

さて、質問通告に沿いまして、本定例会で一般質問をいたします。町長の政治姿勢と今後の行政運営について、改めて質問するものであります。

初めに、本年七月二十四日開催の臨時議会に提案されました、小中学校空調設備工事契約承認案件を分割発注としなかった理由について、改めて質問するものであります。

次に、関連いたしまして、町議会より町長宛てに出されました中央小学校へのエアコン設置を早期に実施してほしいという要望について、どのように受けとめ、どのように対応するかについて、改めて質問するものであります。

さて、次、暮らしを支える安心の社会保障、そして子育て支援策と充実させる取り組みは、全国の市町村自治体にとっても、さらに進めることが、自治体にとっても求められているところであります。

そこで、町長に改めて質問いたします。藤崎町における子供の医療費助成、無料化の現状と、現在中学生まで対象とされている医療費助成、高校生まで延長実施する用意はあるのかどうか、質問いたします。

次に、私どもが行っているアンケートでも、高い国保税を払えず滞納したり、あるいは分割納付を申し出たり、年収二百万円ほどの子供二人を育てる、パートで働く人にとっても、大変重い負担となっております。保守系の知事がほとんどを占める全国知事会や全国市長会でも、国保の安定的な運営と国保税の引き下げのために、一兆円の公費投入で国

保会計の安定、国保税の引き下げをと要望しているところであります。共産党も全面的に賛同・賛成し、住民と力を合わせて実現にこぎつけるために、国会での論戦や要望・要請活動と地域での運動を進めていきたいと思っておるところであります。

さて、国保は生存権を支える社会保障制度の一つであり、国保は国民同士の助け合いではなく、その土台は憲法二十五条に基づく、健康に生活する、生存することを保障するものでないでしょうか。国保財政の都道府県移管に伴う保険税の引き上げを中止し、払える国保税にすること、そして藤崎町においても減免制度の改善や充実を求めて、今後とも努力していく所存であります。他の健康保険にはない、いわゆる均等割、人頭割分といいますか、このことが一つの大きな障害になっているのではないのでしょうか。子供世帯が、子供の多い世帯に負担増となってあらわれている現状であります。

そこで、改めて質問いたします。子育て世帯の負担軽減のため、特に十五歳以下の子供の均等割負担分、一人当たり三万五千五百円ほどを免除し、国保税引き下げ、そして子育て支援策をさらに進める用意があるのかどうか、町長に改めて質問いたします。

関連いたしまして質問いたしました、子供医療費助成と高校生まで実施するとした場合の見込み予算額と、岩手県宮古市などで実施している国保税十五歳まで均等割負担分をなくした場合の見込み予算額について、あわせて質問するものであります。

最後に、学校給食について質問いたします。学校給食は、戦後間もなく児童生徒の栄養状態の改善を目的に始められましたが、今日では食育としての役割、人間生活の基本である食事と食文化を伝える教育の役割を担っているというのではないのでしょうか。憲法二十六条は、義務教育はこれを無償とすると明記しているところであります。この憲法二十六条の精神と今日の日本の経済発展の段階を考えますと、教科書と同様に無償とすることができる、無償にできる

ものでないでしょうか。学校給食法では、学校給食実施の施設設備経費と運営経費などは、設置者であります市町村自治体が負担し、藤崎町では主に材料費を保護者負担、父母負担としているところでもあります。また、給食費について文部科学省は、自治体の予算による補助で保護者負担を軽減または負担なしであることが可能であるとの見解も示しているところでもあります。

青森県内でも六自治体が完全無料化、八自治体が一部無料化に踏み出しています。子育ての経済負担軽減による子育て支援の効果、これをさらに進めていくことが必要ではないでしょうか。消費税一〇%増税実施された場合でも、給食提供のためのガス・水道・電気料などの運営経費の増加は見込まれるわけではありますが、給食費、小学校約三百円、中学校約三百二十円ほどを据え置いて実施する考えはないのかどうか。どのように検討され、いつごろまでに結論を出していくのかについて、改めてお聞きいたします。

以上、壇上からの一般質問といたします。理事者におかれましては、簡潔明瞭な答弁を求めて壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、「町長の政治姿勢と行政運営について」のイの「小中学校空調設備工事を分割発注としなかった理由について」お答えいたします。

小中学校空調設備工事は、国の補助金を受けて、今年度、全国的に施工されるものと思われませんが、当町においても、

町内四校に対し、普通教室で四十二基、特別教室などに十三基、総数五十五基のエアコンを設置するものであります。

ご質問の学校ごとに業者を決めて施工する分割発注ではなく、全ての学校のエアコン設置工事を一社で施工する一括発注としましたことにつきましては、分割発注に比べ、工事費の低減や必要なエアコン台数の確保及び製品の統一が可能であること、また製品の統一により、設置後のメンテナンスが容易であり、これに係る経費も節減できることを鑑みた結果によるものであります。

次に、ロの「中央小学校エアコン設置早期実施要望について」であります。空調設備整備工事は、平成三十年七月十七日、愛知県において小学一年生の児童が校外学習後に死亡するという痛ましい事故の発生を受けて、国が平成三十二年度第一次補正において、緊急的に整備が必要な事業として、冷房設備臨時特例交付金を創設し支援することとなったものであります。

中央小学校のエアコン整備につきましては、七月の臨時議会及び八月の議員全員協議会においてお示ししましたように、教室がオープンスペースという構造であり、また校舎自体が築二十六年を経過していることから、設備効果や財源の活用も勘案し、今後見込まれる大規模改修工事とあわせて施工することが望ましいものと判断したものであり、今後のスケジュールにつきましては、以前お示したとおりとなっております。

ただし、先般、議員の皆様からエアコンの早期設置に関しての要望書もお預かりしておりますことから、今後できる限り他校との公平性を保つべく、有利な財源の利用を考慮しながら、少しでも早い時期の整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、ハの「子供医療費無料化の現状と高校生までの延長にすることについて」と、ニの「国保税の引き下げについて、特に十五歳以下の子供の均等割負担分をなくすことについて」と、ホの「ハとニの実施する場合の見込み予算額について」は、見込み予算額とあわせてお答えさせていただくことから、一括して述べさせていただきます。

子供医療費の給付につきましては、平成二十八年六月より所得制限を撤廃し、中学三年生までを対象に実施しており、平成三十年度は対象児童生徒一千五百六十四名に対し、五千六十万円程度支出しているところであります。

また、その財源としましては、ゼロ歳児から小学校就学前までの児童に対する乳幼児医療費分に対して、県補助金として二分の一が充当されており、小学校から中学校三年生までの子供医療費に対しては、ふじさき応援基金から千二百万円の繰入金で充当し、給付を行っているものであります。

仮に、給付の対象を高校生までに充実した場合、見込み額といたしましては、入院及び外来診療分を合わせまして五百万円程度の追加予算が必要となるものと試算しておりますが、町単独事業となることから、財政状況を勘案し、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、国保税に関し、十五歳以下の子供にかかる均等割負担分をなくすことについてであります。現行制度における応益分の均等割の課税額につきましては、地方税法及び町国民健康保険税条例の規定により算出しており、医療分を二万五千円、後期高齢者医療分を七千八百円とし、合わせて三万三千三百円としているところであります。

ご質問の均等割負担分をなくすことにつきましては、国の法令等の改正がない限りできないものであると考えておりますが、仮に実施した場合、応益分におよそ一千万円程度の不足額が生じるものと試算しております。

いずれにしましても、国保財政の健全化を堅持することが重要でありますので、今後とも法令を遵守し、適正に国民健康保険医療制度を運用してまいりたいと考えております。

次に、への「学校給食費父母負担の軽減実施することについて」であります。学校給食は教育活動の一環として実施されており、児童生徒の食に関する正しい知識の習得と望ましい食習慣を身につける上で、重要な役割を担っているものであります。

また、本年十月一日より消費税が八％から一〇％に引き上げられることにあわせ、消費税の軽減税率制度が実施され

ることとなっておりますが、給食費につきましては、軽減税率の対象となっているところであります。

ただし、従前より小学生は三百円、中学生は三百二十円に据え置いている状態が続いており、原材料価格や人件費、物流費の上昇による食品価格の上昇を鑑みた場合、現在の価格が適正な価格であるかについては、現在検討を進めているところであります。

ただし、先般の課長会議において、芳賀義易教育長、そして清野学務課長には、税率のアップに対しての給食費値上げは検討要らない、そういう指示をしたところでもあります。

学校給食が適切に実施されるためには、保護者の方に給食費を負担していただくべきものと考えておりますが、保護者の方の負担を考慮し、学校給食事業を維持できる価格について検討し、判断してまいりたいと考えております。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志君に再質問を許します。十三番浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

それでは、再質問させていただきます。

初めの空調設備、小中学校の空調設備を分割発注しなかったという理由について、いろいろ工費が安くできるとか、必要なエアコンの台数を確保できるとかという理由も挙げておったのですけれども、それはそれで、それなりの理由はあるのだらうと思いますけれども、町長はよくよく、いつも、私も入札や工事について聞くときには、地元の業者がやれる仕事は地元の業者にやってもらうということを基本にしてやっているんだというようなことを、常々言っていますよね。ところが、これは九千万円なら九千万円という工事に一括発注してやったということは、町長自身が言っている

ことと矛盾していませんか。町長はどういうふうに受けとめているのですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今浅利議員に指をさされて矛盾しているという言い方をされましたけれども、その言葉はまず撤回していただきたい。その上で質問にお答えします。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

指をさしたのはやめるようにしますけれども、人さし指なのか、手なのか、それはちょっとわかりませんが、写真判定が必要なのかなと思っておりますけれども、撤回はするつもりはございません。矛盾していませんかというふうに聞いたのですから、それについてお答え願えれば結構なわけであります。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まずもって国で、悲惨な子供たちの事故があって、国で緊急的な平成三十年の一次補正ということで、これはもう昨年度から準備段階に入っているところでもございます。その準備段階において、当時の担当課長である、今、現総務課長、兵藤課長を町長室に呼んで、どういう規模になるんだと。できるならば我が町にも電気屋さん、たくさんありますと。それでは、四分割して発注できないかというお話をさせていただいたところでもございます。

その後、担当課では十分協議なされました。その中で出てきたことが、校舎、コンクリートをいわゆる穴をあけたり工事をするのに、普通の藤崎に抱える電気業者であると、なかなか難しいという判断で、担当課から一括発注でメンテナンスのことも考えて実施したいというお話を承りました。私はそのことについては、受けざるを得ないなど。担当課で十分議論した結果、こういうことになったから、じゃあそのようにしていただきたいということで、その経緯がそうであります。決して矛盾しているなどという言い方は、本当に腹立たしい話でございまして、撤回していただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長が撤回にこだわるのには、何かしらのわけがあるのかなというふうに逆に思いますけれども、それで撤回するつもりはございませんので。

それで、電気屋さんも電気工事業者もたくさんあるし、分割発注も検討してみたらどうだろうというようなことですが、最終的には何か担当課がその一括発注を、校舎の壁面に穴をあける、そういうところに、それは大規模な企業でないと、実績のある企業でないとできないというふうな、担当課が結論を出したかのような話でしたけれども、私が聞きたいのは、町長でもよろしいし、担当課でもよろしいですけれども、分割発注工事が可能な、四校なら四校に分けてやる、分割をすることが可能な工事なのかどうか。不可能なのか可能なのかということについては、担当課としてはどういうふうな受けとめ方をしているのか。町長でもよろしいですよ、話し合ったというのですから。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。



○町長（平田博幸君）

可能か不可能かは、その電気屋さんのいわゆる入札に入ってくる、いわゆるA級、B級、そのレベルによって、私は違うと思っています。ただ、先ほども答弁したとおり、昨年度からこの準備には入ってきたところでもございます。当初申したように、地元のできる仕事は地元でということで、私のほうから申し出したところはしました。しかしながら、結局は工事後のメンテナンス、あるいは電気屋でできないような、いわゆる工事のための校舎に、いわゆる穴をあけたり、そういう工法が普通の電気屋ではなかなか厳しいという状況で、一括発注になったところでもございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町の業者さんの中でも、そのA級かB級かというふうなことで、結局、全体の金額を九千万円なら九千万円にすると、A級の業者でないと入札の指名に参加できないというようなことでもあるわけです。これを四つに割れば、五十二基ほどだと思いましたがけれども、十分地元の業者でも、時間がかかるだろうけれども、あるいはその穴をあけるのを外注してでも、してでもですね、それは可能なものではないかと私は思っております。

ある業者の方によれば、どうしてこうなったのかなというふうに言っている業者もあるふうに私も聞いておりますので、ぜひ可能なものは地元の業者にやっていただくということを、本当の意味で貫いていただきたいということを要請しておきたいと思えます。

次に、関連して、町の議会として先般の臨時議会のほうに、中央小学校のエアコンの設置早期実施要望を町長に提出したところでもございます。臨時議会では、そのことも話題になったのですがけれども、この早期実施要望について、いわゆるエアコン設置を切り離して、町の有利な財源は大規模改修だというふうな言い方をしておるのですがけれども、切り

離して実施するという考えは、今のところはないというふうに理解したのですけれども、それでそういう基本的な態度だということですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

中央小学校の築二十六年に関しては、数年前から教育委員会では、いわゆるその改修工事に向かうという、いわゆる前提でいろいろ議論がなされていると、そういうお話を聞かされております。ただ、それが令和二年になるのか、令和三年になるのか、ことしじゅうに、いわゆるその教育委員会、あるいは学務課の中で検討を集約するというようなお話を賜っております。

ですから、それに基づいて教育委員会の議論を私は待ちたいと、そう思っております。そのときに、いわゆるそのエアコン設置という形にもなろうかと、そう思います。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

当初予算でもたしか六百万円ほどだと思って、各学校のいわゆる長寿命化計画実態調査をやるというふうなことだったのですけれども、例えば中央小学校についての中間報告だとか、というのを求めているものなののでしょうか。現状を、大規模改修が何かひとり歩きしているようにも見受けられる、大規模改修が必要なのか、中規模改修が必要なのか、小規模改修で済むものなのか、その辺、調査依頼した会社から、中間報告などを求めているものなののでしょうか。その辺は中央小学校の実態についてどういう理解なののでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

特段中間報告は求めておりませんでした、こういう状況であるという報告は受けております。その各部位、例えば中央小学校のその各部位においては、以前から少しずつ経費をかけて表面上は直してきているという経緯もありますのですけれども、やはり今後は大規模改修が必要となる結果が出るだろうという報告は受けております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

大規模改修が必要になるだろうという、ある種の報告は受けているということなのですが、この中央小学校、もう私ども議会でも、さまざま問題に、学級数が少ないということもありまして、中央小学校の今後の学校の児童数の変化というか、その辺はどういうふうに捉えていらっしゃるのか。その辺はどうでしょうか。大ざっぱでもよろしいですし、その辺はどういうふうな現状になっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

本日資料は持ち合わせておりませんが、先般、議員全員協議会においては資料を添付したところであります。今後は、たしか記憶では、来年度は十人ふえる、再来年度は二十人ふえるというふうに記憶しております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、中央小学校のエアコン設置について、私も含めて説明は受けて、三月議会、当初予算のとき、総務文教常任委員会として説明は受けていたのですけれども、私が一番というか、つまり大規模改修の規模や内容もまだ定まっていない段階から、別にやるんだというふうに決めていたという教育委員会の意向としてはそうだとということなのですけれども、総務課長に聞きたいところだけれども、そうもいかないのだから、単純に、この特需みたいなものだから、エアコン設置はですね、特例交付金を使ってやるのだから、五校一緒に請求しようというふうにならなかったのか。どういう理由からだったのでしょうか。その辺もう一度ご説明願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。再開時刻は一時といたします。

休 憩 午後一時三十二分

---

再 開 午後一時三十三分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

中央小学校については配管の老朽化、あるいはまたオープンスペースのこともあり、大規模改修と一緒にやっていくんだという方向で努力、今後の取り組みをしていくということから、そのときはエアコン設置を申請しない、除外した

ということなのですけれども、このエアコン設置の申請は、例えば今からでは全然間に合わないものなのですか。それとも、補助制度に何かのせるようなことができるものなのか。もう申請は受けていないのかどうか。その辺については、実情についてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後一時三十五分

---

再 開 午後一時三十五分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

エアコン設置についても、中央小学校も子供の人数もふえていくという見通しもあるわけですので、大規模改修なり、長寿命化計画なりを早急に取りまとめて申請して、早期に実施することを強く求めておきたいと思います。

それでは、次の子供の医療費無料化の現状と高校生まで延長することについてということについては、今後検討はしてみたいというようなお話だったのですけれども、これは高校生までというふうになると、対象者は何人ぐらいふえていくものなのですか。その辺はどういう、高校まで五百万円程度余計かかるんじゃないかというふうなことだったのですけれども、対象者と平均的な医療費のかかりぐあいというのは、どういうふうにして算出なさったのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。

対象者数は、十六歳から十八歳までの住基人口をもとに算出しまして、四百三十名程度でございます。それから、医療費のかかりぐあいですけれども、国保のものにつきましては、町でその流れ、それから利用実態がわかりますので、その利用率、それから医療点数を踏まえまして計算いたしまして、五百万円程度の追加予算が生じるであろうということで求めました。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

国保の対象者は何人ぐらいだと、四百三十人ぐらいだというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

全体の対象者数でございます。国保の対象者数につきましては、合わせまして百一名でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この子供の医療費に対する助成、これはもう全国の自治体が行っているわけであります。それで、町長も何度も応えて、国の制度にしていきたいということを、ぜひ全国でやっているわけですので、国の制度に格上げしてやっていただきたい。全国知事会なりもそういうことだろうと思っております。それにしても、高校生まで前進させていくという、四、五百万円かかるだろうというようなことなのですけれども、町長に改めて検討してみますというのが、町長の気持ちなのか、担当課の気持ちなのか、どちらなのか、お答え願えませんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

いわゆる子育てさせるための拡充は、全てのものに財源を行政が出してやりたいのが、これはやまやまです。どこの市町村の首長も、市長であれ、町長であれ、村長であれ、そうだと思ってございます。ただ、行政というのは、福祉から教育から、あるいは産業づくりから、さまざまな分野がございまして、それを全体的の中で優先順位を決めて町の財政を考えながら、全ての行政サービスを町民に、喜んでいただくような行政サービスをするというのが、収支、あるいは支出のバランスの中で、ただ、我々が、藤崎町がいわゆる地方交付税に相当頼っている脆弱なその財政運営も、浅利議員が一番おわかりだと、そう思ってございます。

二十七年度を皮切りに、ここ数年で四億七千万円ほど地方交付税の減額が見込まれて、もう三年前から四億数千万円の基金を取り崩して行政サービスをしているところの中で、今後、高校生のそのいわゆる医療費の免除というのは、担当課で協議しながら、できるならば、財政が許すならば、近い将来実施したいというのは、私の本音でございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これも、今まではいわゆる特例債といいますか、合併のメリットは、主にハード面といいますか、施設の整備や施設の修繕費、そういうものに使われてもいますので、ソフト面でも、合併特例債の対象だというようなことではないですけども、そういう点でも、ソフト面の充実、子育て支援の充実に、さらに踏み込んでいただくことを強く要望しておきたいと思います。

それで、次に国保税の問題といいますか、つまり世帯で均等割がある、均等割といいますか、頭割分がある税金というのは、やはり国保税なんですね。社会保険であれ、あるいは協会けんぽといいますか、サラリーマンの中小企業に勤める人のサラリーマンの頭割り部分というのはないんですね。所得を基本にしてやっているわけでありまして。

それで、国保の問題について、基本的な認識をお聞きしますけれども、国保は生存権を支える社会保障制度が柱なんだ、土台なんだというふうに私は認識しておりますけれども、担当課や町長は、助け合いの、国民同士の助け合いの制度なんだというふうな発言も時々あったりするのですけれども、町長及び担当者はどういうふうな、国保を位置づけていらっしゃるのか、その点を改めてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

例えば社会保障の中でいろいろ、例えば私なんかは家業が農家であって、国保で、私は特別職でございますから、いわゆる共済組合に社会保険ということで、私から言わせると、二重に払っているような感じを受けますけれども、それはそれとして、ただ、日本全体の、例えば困ったとき、けがしたとき、病気になったとき、国民全体である程度国費も



出しながら、受益者負担もしていただきながら、国保制度を確立してきたのは、これは世界各国も認められるところでもございます。

ただ、浅利議員がおっしゃった、そのいわゆる今お話ししている、その均等割の件に関しては、私も同意見などころがあります、実際のところ。所得に応じて全てやっていただければ、所得の少ない人の負担がなくなるというのは、これは当然であって、あるいはまた国の制度で所得水準が極めて低い方には受益者負担を求めていないというのも、これは現状の制度でありますので、持続可能な国保運営をするためには、最低限の国民負担が必要かと、そう思うてございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一人一人の頭割り分の、なくするという事についても、町長の個人的な見解も表明されたのですけれども、担当課に改めて、先ほどのことをお聞きしますけれども、国保法で定められている国保というのは、社会保障制度を土台としているものなのか、あるいは国保は国民同士の助け合いの制度なんだというような認識で取り組んでいらっしゃるのか。その辺は担当課長としてどういうふうな思いでやっていらっしゃるのですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。

私どもは、町長も言いましたけれども、地方税法と、それから町の国民健康保険税条例に基づいて実施しております。

その考え方はと申しますと、この保険料につきましては、事業費納付金、この納付金をまず念頭に置いて、納付金の費用を国保税で賄えるまでという考えでおります。それで、その中に合わせまして、応能益、基本的には五十対五十の割合でもって賦課をして課税しなさいよということでもありますので、それを試算しながら実施しております。

先ほど町長の考え方がありました。私は国保制度につきましては、相互に助け合いながら力を合わせて町、それから町民と一緒にこの制度を推進していきたいという考えを持っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

主に税条例、税条例の前に、憲法と国保法があるわけであり。それらに基づいて、実務的に税負担をどうしていくのかということをございますので、ぜひ憲法と国保法を改めて見直していただきたいことを要望しておきたいと思っております。

それで、見込み、均等割の部分で、均等割の負担分をなくするというようなことについては、この青森県の中で、私が知っている、調べた範囲では、岩手県宮古市で実施を始めているというようなことはお聞きしたのですが、青森県でそういう、あるいは全国的な実例については、どのような調査なり、実例についてはどのように把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。

宮古市の例はお話には聞いたことがございます。県内の自治体につきましては、その実施例は確認しておりません。仮に実施したということで、町長答弁の中で一千万円程度の不足が生じるとお話がありました。しからばこの一千万円は、その応益の中から負担せねばならないことでもありますので、例えば均等割の額を上げる、もしくは平等割の額を上げるということが必要になってくるものと考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

合併特例債も有利に使えるという段階も過ぎて、今度は単独の自治体として財政的にも対応していかなければならないという実情にはありますけれども、何よりも子育て支援をさらに充実させていくということに踏み込んで進めていただきたいということを強く要請しておきたいと思えます。

最後に、学校給食の父母負担を軽減実施することについてということでもあります。給食のを担当している所長にお聞きしたいのですけれども、原材料費というか、その辺は最近の動向としては、どういうふうな状況になっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（清水裕行君）

お答えします。

原材料については、ここ数年横ばいで六千五百万円前後となっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

けがと弁当は自分持ちだというか、そういうことで日本では展開してきた歴史もあります。ただ、この食育、あるいは共働きの世帯に支援するというのが、どうしても必要だということで、学校給食の食育を通じて実施されてきたところでもあります。

それで、今、材料費の、例えば課長が指摘していた小麦だとか、牛乳だとか、さまざま値上がりしている部分があるというようなことで、検討をしているんだというようなことだったのですけれども、検討する必要がないとかというふうに教育長などは言ったというようなことに、私さっき聞いたのですけれども、いつまでにどのように検討なさるのか、その辺はどのようなのですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

さっき答弁したのは、九月二日の課長会議において、いわゆる消費税アップに対しての給食費の値上げはしなくてもいいよ、検討しなくてもいいよというようなお話ししたということでございます。それを受けて、あとは教育委員会でどう検討するか、そこは教育委員会に検討を委ねます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

了解しました。消費税増税分については改めて検討しなくてもよいというふうなことで話し合われたということだと

いうふうに理解しました。

それで、私がもう一つ関連してお聞きしたいのは、この給食費の負担軽減に取り組んでいる自治体も生まれているということですので、今後、教育委員会なりで検討をするという、負担軽減について、一部助成も含めて、その辺はどういうふうな、教育委員会として検討していくというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（野呂日出男君）

教育長。

○教育長（芳賀義易君）

お答えします。

先ほど町長のお話にもありましたように、町長からは、消費税増税の部分に関してはという指示を受けまして、教育委員会としても、保護者の負担をとにかくふやすことのないようにということを基本に検討をしている最中です。検討している中で、私自身が感じたことは、本当に藤崎町の給食センター、子供のことを第一に考え、業者と本当にぎりぎりのところで折衝しているんだなということを感じました。納入された野菜等に関しても、本当にこれは子供に食べさせられないというふうな部分で、業者との折衝をしたり、子供のことを第一に考え、いい給食を提供しようというところを、改めて知った次第です。

そんな中でも、やはり保護者の負担、ふえることのないよう、その辺を考慮しながら検討しているところです。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

わざわざ教育長からご返事をいただいたところでありますけれども、私がもう一つお聞きしたいのは、我が町としては、子育て支援の医療費助成だとか、あるいはまた保育料の軽減に対する財政支援、そういうものにも取り組んできているわけでございます。ただ、私はもう一つ、そんなにお金をかけなくてもチャレンジできることがあるんじゃないかなというふうに思っております。チャレンジデーというのは、健康、体を鍛えるチャレンジデーというのを五月の第四週でやっておりますけれども、おいしい給食、思い出に残る給食というのにも、ぜひチャレンジしていただきたいなというふうな思いがあります。

そういう点で、これまで給食青森県一だとかと、好きな人も、日本一だとか、好きな人はありますけれども、そうではなくても、思い出に残る給食づくりという点では、どういうところにこれまで取り組んできたのか。所長にお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（清水裕行君）

お答えします。

毎年、三小学校の六年生を対象に、お世話になった先生方や調理員さんと一緒にバイキング給食を実施しております。また、藤崎町の創作郷土料理の安東鍋や、青森県の郷土料理けの汁とか、あとは子和え、そういうものを給食として提供しております。これからも継続して行いたいと思います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

任期中の最後の一般質問となりました。次はどうか、私自身もわからないということですが、またできたら議会に帰ってきたいものだというふうな思いでもございます。

最後に、町長、我々、町長選挙と同時選挙でございますので、町長におかれましても、健康に留意して体重も減らして、そしてあらぬ疑いを持たれるようなことがないようにしていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

これで十三番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後一時五十七分

---